

オープンカウンター方式による見積合わせについて(公示)

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格を超え最高価格の者へ販売する方法です。

令和7年11月20日

分任契約担当官

空知森林管理署北空知支署長 佐々木 貢

1 見積合わせに付する事項

- (1) 物 件 名 空知森林管理署北空知支署車両売払
- (2) 物件の詳細 別紙「物件明細書」のとおり
- (3) 引 渡 場 所 空知森林管理署北空知支署 深川森林事務所
深川市緑町7番15号
- (4) 引 渡 期 限 代金納入確認後5営業日以内（支払方法は別途指示する）

2 見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の買受け』においてA、B又はCの等級に登録されている者は、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」（写）を、個人で入札に参加しようとする者は、本籍地の市町村が発行する「身分証明書」及び法務局・地方法務局が交付する「登記されていないことの証明書」を提出すること。
- (3) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記(3)の証明書類及び 委任状がある場合は委任状を見積提出の際に併せて提出すること。

3 問い合わせ先及び見積書の提出先

空知森林管理署北空知支署 総務グループ 経理担当
〒074-0414 北海道雨竜郡幌加内町字清月
電話 0165-35-2221

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和7年11月20日(木)から受け付け、令和7年12月19日(金)を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。
- (2) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送等による提出も認めますが、上記(1)の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「(案件名)見積書在中」と必ず朱書きしてください。
- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を添付する場合は、内訳書の各項目に金額を記入し、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。なお、様式については6に示す北海道森林管理局見積心得に規定された様式を使用願います。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせを行う日時と場所は次とおりとし、契約額については次項(2)とするので、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」(写)を提出できない者は現金を持参すること。
 - ① 開封日時 令和7年12月22日10時
 - ② 開封場所 空知森林管理署北空知支署 支署長室
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>資料6：北海道森林管理局随意契約見積心得』

7 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格を超え最高価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

8 契約書等作成の要否について

会計法第29条の8第1項及び予決令第100条の2第1項又は3項の規程に基づき、契約金額に応じて契約書の作成を省略する場合があります。

9 その他

見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html> をご覧ください。